

(仮称) 福岡市青少年科学館に係る事業者検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 民間資金等の活用による公共施設等の整備に関する法律（平成11年法律第117号）に基づき、(仮称) 福岡市青少年科学館に係る事業（以下「事業」という。）を実施するに当たり、事業者募集に応じた者からの提案の専門的かつ客観的な視点からの検討等を行うため、(仮称) 福岡市青少年科学館に係る事業者検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の委員は、次に掲げる事項について、参考となる意見を述べる。

- (1) 実施方針に関すること。
- (2) 特定事業の選定に関すること。
- (3) 募集要項及び選定基準に関すること。
- (4) 事業者の選定に関すること。
- (5) その他事業の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内で組織する。

- 2 委員会を組織する委員は、専門的な知識又は経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 4 委員長は、委員会の会議（以下「会議」という。）を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、事業について、福岡市が特定事業に係る契約を締結する日までとする。

(意見の照会)

第5条 市長は、緊急に必要があるとき、又は既に会議において議論が尽くされていると認めるときは、委員に対し、書面その他適当な方法により第2条各号に掲げる事項について意見を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(解嘱)

第7条 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、委員を解嘱することができる。

- 2 市長は、前項の規定により委員を解嘱した場合は、専門的な知識又は経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから、新たに委員を選任することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、こども未来局こども部課長（青少年施設検討担当）において行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会の意見を聴いて別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年1月15日から施行する。